

予算決算委員長報告

令和4年12月14日

去る12月1日に開議されました本会議において、予算決算委員会に付託された「議第21号 令和4年度安来市一般会計補正予算（第8号）」
「議第22号 令和4年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」
「議第23号 令和4年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」
「議第24号 令和4年度安来市水道事業会計補正予算（第3号）」
の4件の議案について、12月9日に「全体会」を開催し審査を行いましたので、審査経過の主な部分と結果を報告いたします。

はじめに「議第21号」の審査内容の主なものとして「光熱水費・燃料高騰に伴う影響額について」では、委員より「全額一般財源ということだが、国から交付税等の措置はないのか」との質問に対し、執行部からは「現在示されてるルールの中では市有施設の部分についての措置はないが、特別交付税にはルール分以外に特別な財政需要という項目もあるため、今後国に要望する中で、しっかり訴えていきたい」との答弁がありました。

また、委員より「物価がいくら上がったら一般財源で補正する、といったような基準はあるのか」との質問に対し、執行部からは「基本協定のリスク分担表には、明確な基準はなく、社会情勢等も踏まえながら、指定管理者と協議のうえ、対応することとなる」との答弁がありました。

続いて「8款 土木費」の「道路維持費」について、委員より「7000万円余が計上されているが、今年度の除雪費用は、今回の補正と合わせ、いくら確保できることとなるのか」との質問に対し、執行部からは「除雪委託料として当初予算で3000万円を計上しており、今回の補正と合わせ、1億円の予算となる」との答弁がありました。

「議第22号」、「議第23号」及び「議第24号」に関しては、委員からの質疑等はございませんでした。

採決においては、「議第21号」、「議第22号」、「議第23号」及び「議第24号」全て全会一致で執行部提出原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、予算決算委員長報告といたします。